

電子申請フォーム利用時の注意事項

1 利用者の方へ

(1) 電子申請サービスは令和7年2月より順次開始したサービスとなります。利便性向上等の理由により予告なくサービスを終了する場合がございます。ご了承ください。

(2) 申請時に必要な書類の確認や入力していただいた内容の確認等で申請から決定までに時間がかかる場合がございます。

(3) 計画相談支援事業所をご利用の方が電子申請を行う場合、ご自身で計画相談支援事業所から計画案をデータで取得し、提出していただく必要がございます。そのため、事業所へご連絡をしていただき、計画案を Word 若しくは PDF にていただけるようご依頼ください。

(4) 申請時に必要な書類をデータで提出していただく場合は、Word か PDF にて提出ください。それ以外のデータで提出された場合、障がい児支援係で確認が取れず再度提出していただく場合があり、申請から決定までに時間がかかることもございます。

2 計画相談支援事業所の方へ

(1) 利用者および保護者同意のうえで電子申請を行ってください。同意の方法は書面・口頭問いません。事業所判断により契約内容の変更を行うことも可能です。

(2) 計画案を利用者へ送付する場合は、事業所側で計画案のデータを Word 若しくは PDF に変換して利用者へ送付をお願いします。

(3) 計画案・モニタリング報告書へのサインは電子署名を原則としますが、事前に氏名を計画案に打ち込んだものでも可とします。ただし、利用者および保護者への内容確認を省略することはできませんので、必ず利用者および保護者から計画案の内容確認および同意を得たうえでご提出ください。

(4) 認証 ID、認証キーは個人情報保護のために定期的に変更することを予定しております。ご了承ください。

<問い合わせ先>

障がいサービス課 障がい児支援係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL : 3579-2148 FAX : 3579-2364